

《資料編》

空家等対策の推進に関する特別措置法

平成二十六年十一月二十七日 法律第百二十七号

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条

第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。) その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさな

いよう適切に管理されているものに限る。)を除く。以下第十三条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はそ

の代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又

は妨げてはならない。

13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただ

し書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

本庄市空き家等の適正管理に関する条例

平成25年7月1日 条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の管理を適正化することにより、倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止し、並びに衛生上の支障を除去し、もって安全で安心な住環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 市内に所在する建築物その他の工作物で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地並びに空き地（原則として農地及び山林を除く。）をいう。

(2) 管理不全な状態 次に掲げるいずれかの状態をいう。

ア 老朽化、自然災害その他の事由により、建築物その他の工作物が倒壊し、又はその建築材料が脱落し、若しくは飛散し、人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態

イ 草木の繁茂、害虫等の発生等により、周辺的生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態

ウ 不特定の者に建築物その他の工作物及びその敷地に容易に侵入され、犯罪、火災等を誘発するおそれがある状態

(3) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。

(4) 所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者をいう。

(5) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態とならないよう自己の責任において適正に管理しなければならない。

(情報提供)

第4条 市民は、管理不全な状態であると思われる空き家等を発見したときは、その情報を市に提供するよう努めるものとする。

(空き家等に関する調査)

第5条 市長は、第3条の規定による管理が行われていないと認める空き家等があるとき、又は前条の規定による情報の提供があったときは、職員に当該空き家等に関する調査をさせるものとする。

2 市長は、前項の調査を行う場合に必要があると認めるときは、職員に当該空き家等に立入調査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

3 前2項の規定による調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による調査等により、空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、所有者等に対しその旨を通知するものとし、空き家等の所有者等が判明しないときは、その旨を公示するものとする。

(応急措置)

第6条 市長は、前条の調査により所有者等が判明しない空き家等が、管理不全な状態であって、特に危険な状態であると認めるときは、必要最低限の応急の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じた後に、空き家等の所有者等が判明したときは、その所有者等から当該措置に係る費用を徴収することができる。

(指導及び勧告)

第7条 市長は、第5条の調査により、空き家等(特定空家等を除く。次項において同じ。)が管理不全な状態にあると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置について指導を行うものとする。

2 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(代行措置)

第8条 市長は、第5条の調査により管理不全な状態にあると認める空き家等について、市に空き家等の管理不全な状態を解消するための代行措置の依頼申出があったときは、所有者等の同意を得たうえで必要な措置を講ずることができる。この場合において、当該代行措置に係る費用は、所有者等の負担とする。

2 前条第2項又は法第14条第2項の規定による勧告に応じなかったときは、前項の措置の対象としないものとする。

(補助)

第9条 市長は、空き家等のうち建築物を第3条の趣旨を踏まえて解体、撤去及び処分をする者に対し、公益上の必要があると認めるときは、予算の範囲内において、別に定めるところにより補助金を交付することができる。ただし、第7条第2項又は法第14条第2項の規定による勧告に応じなかったときは、その対象としない。

(命令)

第10条 市長は、所有者等が第7条第2項の規定による勧告に応じないときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することができる。

(公表)

第11条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 所有者等の氏名及び住所（法人の場合にあっては、その名称、代表者及び主たる事務所の所在地）
- (2) 空き家等の所在地
- (3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、あらかじめ、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に協力を求めることができる。

(法との関係)

第13条 管理不全な状態であると認める特定空家等に対する指導、勧告及び命令については、法の定めるところによる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成28年6月28日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日条例第21号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

本庄市空家等対策協議会条例

令和2年1月6日 条例第1号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、本庄市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関すること。
- (2) その他空家等に関する対策の推進に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域団体の関係者
- (3) 市議会議員
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、市長をもって充てる。

- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、第2条に掲げる事項等を調査及び審議するため、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 第3条第2項の規定による協議会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

（本庄市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 本庄市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年本庄市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表都市計画審議会委員の項の次に次のように加える。

空家等対策協議会委員	日額	6,200円
------------	----	--------

本庄市空家等対策委員会設置規程

平成31年1月16日 訓令第1号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第1条の目的を踏まえ、本市の空家等の対策を総合的かつ計画的に推進するため、本庄市空家等対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 空家等の施策及び事業に関すること。
- (2) 法第2条第2項に規定する特定空家等の判定及び措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、空家等の対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、都市整備部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、その会議を開くことができない。
- 3 委員は、自らが会議に出席できないときは、所属職員のうち課長級以上の者を代理

として出席させることができる。

- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 委員長が急施を要すると認めるときは、各委員に合議して会議に代えることができる。

（部会）

第6条 委員会は、専門的又は個別的事項を審査又は審議するために部会を設置する。

2 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1） 委員会に提出する議案に係る調査及び検討に関すること。

（2） 委員会において指示された事項についての調査研究に関すること。

3 部会長は、都市整備部都市計画課長をもって充てる。

4 部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

6 部会員は、自らが会議に出席できないときは、所属職員のうち主査級以上の者を代理として出席させることができる。

7 部会は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令第9号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

企画財政部長 総務部長 市民生活部長 経済環境部長

別表第2（第6条関係）

企画財政部企画課長 企画財政部財政課長 総務部行政管理課長 総務部課税課長 市民生活部市民活動推進課長 市民生活部危機管理課長 経済環境部環境推進課長 経済環境部支所環境産業課長 都市整備部建築開発課長

本庄市空き家除却補助金交付要綱

平成25年8月1日 告示第283号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本庄市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年本庄市条例第19号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、空き家等のうち建築物を除却する者に対し、予算の範囲内で本庄市空き家除却補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、本庄市補助金等交付規則（平成18年本庄市規則第43号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象空き家)

第2条 空き家等のうち解体、撤去及び処分の補助の対象となる建築物（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市内に存し、昭和56年5月31日以前に工事に着手された建築物であること。ただし、昭和56年6月1日以後に増築又は改築されたものを除く。
- (2) 補助対象空き家並びに当該補助対象空き家と一体的な利用に供される敷地及び建築物が、1年以上使用のない状態であるもの
- (3) 公共事業等の補償の対象となっていないもの
- (4) 所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利の権利者から除却について同意を得ているもの
- (5) 国又は地方公共団体が所有していないもの
- (6) 本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱（平成22年本庄市告示第83号）に規定する補助金の交付を受けていないもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税に滞納がない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が必要

と認められた場合は、この限りでない。

(1) 補助対象空き家の登記事項証明書（未登記の場合は地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第13号に規定する家屋補充課税台帳）に所有者として記録されている者（以下「所有者」という。）

(2) 前号に規定する所有者の相続人（以下「相続人」という。）

2 前項の規定にかかわらず、補助対象空き家が複数人の共有又は相続財産である場合において、当該共有者全員又は相続人全員から当該空き家の除却について同意を得られない者は、補助対象者とししない。ただし、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が、紛争等が生じた場合の誓約書（様式第1号）を提出する場合については、この限りでない。

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象者が発注する補助対象空き家の解体、撤去及び処分に係る工事であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の登録を受けた者が請け負う工事であること。

(3) 第7条第1項の規定による補助金の交付を決定した日以降に着手する工事であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要した費用（補助対象空き家の登記事項証明書又は固定資産家屋証明書に記載された床面積1平方メートルにつき1万円を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額で、1敷地につき別表に定める額を限度とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て

るものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、工事着手前に、本庄市空き家除却補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 補助対象工事に要する費用の見積書
- (3) 現況写真
- (4) 相続人が申請する場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本
- (5) 委任を受けた代理人が手続をする場合は、所有者又は相続人の委任状
- (6) 登記事項証明書又は固定資産家屋証明書
- (7) 市税に滞納がない証明書
- (8) 適正管理に係る誓約書(様式第3号)
- (9) 補助対象工事を行う建設業者の建設業許可証の写し又は建設リサイクル法第23条第2項の規定による通知の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類等

(補助金交付及び不交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、及び補助金の交付の可否を決定し、本庄市空き家除却補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定をする場合において、必要があるときは、当該補助金の交付決定に条件を付することができる。

(変更又は中止)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象工事の内容を変更しようとするとき、又は補助対象工事を中止しようとするときは、本庄市空き家除却補助金変更(中止)申請書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の内容を承認したときは、補助金の交付の決定を変更し、又は中止し、本庄市空き家除却補助金変更（中止）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知をする場合において、当初の交付決定内容又はこれに付した条件等を変更することができる。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに本庄市空き家除却補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 工事請負契約書の写し
- （2） 工事完了写真
- （3） 工事を行った者の工事完了証明書
- （4） 工事代金領収書又は請求書の写し
- （5） 廃棄物処理に関する処分証明書
- （6） その他市長が必要と認める書類等

（補助金の交付額の確定）

第10条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、本庄市空き家除却補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに本庄市空き家除却補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、本庄市空き家除却補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助対象空き家の存した敷地において、補助対象工事完了後、法第14条第2項又は条例第7条第2項の勧告を受けたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、本庄市空き家除却補助金返還請求書（様式第11号）により既に補助した額の全部又は一部について返還を請求するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成28年6月28日告示第238号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年10月7日告示第370号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第130号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の本庄市空き家除却補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に補助金の交付を申請する者について適用し、施行日前までに申請をする者については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

区域区分	補助限度額
本庄市立地適正化計画(平成30年3月策定)に定める居住誘導区域	500,000円
居住誘導区域以外の区域	300,000円

様式第1号（第3条関係）

紛争等が生じた場合の誓約書

年 月 日

（あて先）本庄市長

住所
氏名 印
（自署）

私は、本庄市空き家除却補助金を利用した補助対象空き家の除却にあたり、紛争等が生じた場合、責任をもって解決し、本庄市に対して一切の迷惑及び損害を与えないことを誓約します。

- 1 補助対象空き家の所在地
本庄市
- 2 補助対象空き家の所有者及び申請者との続柄
- 3 共有者又は相続人全員から同意書が得られない理由

様式第2号（第6条関係）

本庄市空き家除却補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）本庄市長

申請者 住所
氏名 印
電話番号

本庄市空き家除却補助金の交付を受けたいので、本庄市空き家等の適正管理に関する条例第3条の趣旨を理解した上、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象空き家の所有者
住所

氏名

2 補助対象空き家の所在地
本庄市

3 構造及び床面積等

構造	床面積	m ²	建築年
----	-----	----------------	-----

4 補助対象工事に要する費用
円

5 補助金申請額
円

6 申請額の算出根拠

補助対象工事に要する費用（見積額） 円①

床面積 $\text{m}^2 \times 10,000\text{円} =$ 円②

①②のうち金額の低い額 $\text{円} \times 1/2 =$ 円③

③の額の1,000円未満を切り捨て、かつ、上限 万円が補助金申請額
円

7 工事予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

8 備考

9 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 補助対象工事に要する費用の見積書
- (3) 現況写真
- (4) 相続人が申請する場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本
- (5) 委任を受けた代理人が手続をする場合は、所有者又は相続人の委任状
- (6) 登記事項証明書又は固定資産家屋証明書
- (7) 市税に滞納がない証明書
- (8) 適正管理に係る誓約書（様式第3号）
- (9) 補助対象工事を行う建設業者の建設業許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第2項の規定による通知の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類等

様式第3号（第6条関係）

適正管理に係る誓約書

年 月 日

（あて先）本庄市長

住所
氏名 印
（自署）

私は、補助対象工事の完了後も補助対象空き家の存した敷地に動産又は不動産を有する場合には、本庄市空き家等の適正管理に関する条例に基づき、管理不全な状態とならないよう自己の責任において適正に管理することを誓約します。

- 1 動産又は不動産の種類
- 2 管理の方法

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長

印

本庄市空き家除却補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった本庄市空き家除却補助金については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定内容

交付 ・ 不交付

2 交付決定額

円

3 補助対象空き家の所在地

本庄市

4 構造及び床面積等

構造： 床面積 m² 建築年

5 工事予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

6 条件

（不交付の場合はその理由）

様式第5号（第8条関係）

本庄市空き家除却補助金変更（中止）申請書

年 月 日

（あて先）本庄市長

交付決定者 住所
氏名 印
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった本庄市空き家除却補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象空き家の所在地

本庄市

2 構造及び床面積等

構造 床面積 m² 建築年

3 変更（中止）の内容

4 変更（中止）の理由

5 添付書類

- (1) 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの（中止の場合は不要）
- (2) その他市長が必要と認める書類等

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長



本庄市空き家除却補助金変更（中止）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった本庄市空き家除却補助金変更（中止）申請については、承認し、次のとおり決定しましたので通知します。

1 当初交付年月日・番号

年 月 日 第 号

2 当初交付決定額

円

3 変更交付決定額

円

4 補助対象空き家の所在地

本庄市

5 構造及び床面積等

構造

床面積

m²

建築年

6 条件

様式第7号（第9条関係）

本庄市空き家除却補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）本庄市長

交付決定者 住所
氏名 印
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった本庄市空き家
除却補助金について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象工事に要した費用の総額
円
- 2 補助金交付決定額
円
- 3 補助対象空き家の所在地
本庄市
- 4 補助事業完了年月日
年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 工事請負契約書の写し
 - (2) 工事完了写真
 - (3) 工事を行った者の工事完了証明書
 - (4) 工事代金領収書又は請求書の写し
 - (5) 廃棄物処理に関する処分証明書
 - (6) その他市長が必要と認める書類等

様式第8号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

本庄市長



本庄市空き家除却補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった本庄市空き家除却補助金については、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

1 交付決定額

円

2 交付確定額

円

3 備考

様式第9号(第11条関係)

本庄市空き家除却補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 本庄市長

交付決定者 住所
氏名 印
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付額の確定のあった本庄市空き家除却補助金について下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

振 込 口 座	金融機関名	
	支店名	
	口座の種別	普通・当座
	口座番号	
	(フリガナ)	
	口座名義人	

様式第10号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長

印

本庄市空き家除却補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した本庄市空き家除却補助金については、次のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

1 取消理由

- 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたため
- 補助金を他の用途に使用したため
- 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したため
- 補助対象空き家の存した敷地において、補助対象工事完了後、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項又は本庄市空き家等の適正管理に関する条例第7条第2項の勧告を受けたため

2 取り消す交付決定の内容

交付決定年月日	年	月	日	第	号
既交付決定額				円	
既交付額				円	
取消金額				円	

様式第11号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長

印

本庄市空き家除却補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定した本庄市空き家除却補助金については、次のとおり返還を請求します。

1 返還金額

円

2 返還期限

年 月 日

3 返還方法

4 返還事由

本庄市中心市街地等ポケットパーク整備事業実施要綱

平成26年4月1日 告示第137号

(目的)

第1条 この要綱は、空き地を予算の範囲内でポケットパークとして整備し、公共利用することに関し必要な事項を定めることにより、地域における生活の利便性の向上及びコミュニティ活動の促進を図り、もって周辺住民の居住環境の改善に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地等 本庄市中心市街地活性化基本計画（平成12年3月策定）に定める中心市街地約40ヘクタール及び本庄地方拠点都市地域基本計画（平成7年3月計画承認）に定める児玉駅周辺地区約20ヘクタールをいう。
- (2) ポケットパーク 中心市街地等の道路沿い又は街区内の空き地等の狭い面積の土地を利用した広場で、地域の生活環境の向上を図る場又は気軽に休める憩いの場として利用できる空間をいう。
- (3) 道路等 道路法（昭和27年法律第180号）第2条又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路

(対象用地)

第3条 ポケットパークに利用する用地は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 中心市街地等に所在する用地であり、道路等に接していること。
- (2) 本庄市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年本庄市条例第19号）の趣旨に基づき、建築物その他の工作物が除却されて生じた空き地であること。
- (3) 無償により市に貸与できる用地であること。

（使用貸借契約）

第4条 対象用地の確保に当たっては、使用貸借契約書（別記様式）により契約を締結するものとする。

2 使用貸借契約期間は5年間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、中心市街地等ポケットパーク整備事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

使用貸借契約書

本庄市（以下「借受人」という。）と〇〇〇〇（以下「貸付人」という。）とは、次の条項により土地の使用貸借契約を締結する。

（使用貸借物件）

第1条 貸付人は、その所有する次の物件（以下「本物件」という。）を借受人に無償により貸付け、借受人はこれを借り受ける。

土地	所在地	
	地積	m ²

（使用目的）

第2条 借受人は、本物件をポケットパークの公共利用に供するものとする。

（契約期間等）

第3条 使用貸借の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、この契約期間中であっても、契約の解除が周辺住民の居住環境の悪化につながらないと借受人が特に認める場合は、契約を解除することができる。

2 貸付人は、前項の規定により契約を解除する場合は、期間満了の3か月前までに借受人に申し出なければならない。

3 契約期間を延長する場合は、期間満了の1か月前までに貸付人借受人どちらかの申出により、契約相手の承諾を得なければならない。

（譲渡又は転貸の禁止）

第4条 借受人は、本物件をその目的に従って使用し、貸付人の承諾がなければ、この契約により生ずる借権を譲渡し、又は本物件を転貸してはならない。

（使用物件の形質の変更）

第5条 借受人は、貸付人の承諾なく本物件の形状を変更することができる。

（使用物件の維持補修）

第6条 貸付人は、この契約期間中本物件の維持補修の責めを負わない。

（通常受ける損失の補償）

第7条 本物件の全部又は一部が、借受人の故意又は過失によって毀損し、又は荒廃した場合には、借受人は、本物件の原状回復の義

務を負う。

(返還時の補償)

第8条 本物件を返還する場合において、借受人は自己の費用で使用貸借契約前の状態に戻し、速やかに本物件を貸付人に返還しなければならない。ただし、第3条第1項ただし書の規定により契約を解除する場合は、この限りでない。

2 第5条による付加財産の帰属その他については、貸付人借受人協議の上定めるものとする。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(信義則)

第10条 貸付人借受人両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、貸付人借受人協議の上解決するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、貸付人借受人両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

借受人 本庄市本庄3丁目5番3号
埼玉県本庄市
本庄市長

貸付人

用語集

	語句	内容
1	空家等	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定。以下、抜粋。</p> <p>建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。</p>
2	空き家等	<p>本庄市空き家等の適正管理に関する条例第2条に規定。以下、抜粋。</p> <p>市内に所在する建築物その他の工作物で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地並びに空き地（原則として農地及び山林を除く。）をいう。</p>
3	建築物	<p>「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の「建築物」と同義であり、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）これに附属する門又は塀等をいいます。</p>
4	これに附属する工作物	<p>「これに附属する工作物」とは、ネオン看板など門又は塀以外の建築物に附属する工作物をいいます。</p>
5	本庄市総合振興計画	<p>本市のまちづくりの最上位計画であり、本市の将来像、まちづくりの基本理念、将来像の実現に向けた政策大綱や具体的な取り組みを定めています。</p>
6	本庄市都市計画マスタープラン	<p>都市計画法に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市づくりの基本的な方針や取り組みなど都市計画全体の指針を定めています。</p>
7	本庄市立地適正化計画	<p>居住や都市機能の誘導を図る区域を設定し、これらを誘導するための施策等を定めることにより、持続可能な都市へと緩やかに誘導していく制度です。</p>
8	居住その他の使用がなされていないこと	<p>「居住その他の使用がなされていないことが常態である」とは、建築物又はこれに附属する工作物、及びその敷地が長期間にわたって使用されていない状態を</p>

	が常態である	いい、例えば概ね年間を通して使用実績がないことをいいます。
9	特定空家等	空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定。以下、抜粋。 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
10	国勢調査	国内に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の統計調査であり、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年毎に実施されます。
11	住宅・土地統計調査	国内における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びにこれらに居住している世帯に関する実態を5年毎に調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の資料を得ることを目的としています。
12	二次的住宅	別荘等の週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、普段は人が住んでいない住宅や、普段住んでいる住宅とは別に、残業等で遅くなったときに寝泊りするなど、たまに寝泊りする人がいる住宅をいいます。
13	その他の住宅	二次的住宅、賃貸用又は売却用の住宅を除く、他に人が住んでいない住宅をいいます。 (例：居住世帯が長期不在となっている住宅、建替えなどのために取壊すことになっている住宅。)
14	固定資産税・都市計画税の住宅用地特例	住宅用地については、税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられています。
15	改定本庄市建築物耐震改修促進計画	昭和56年5月31日以前に工事に着手された、住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化を促進することにより、災害に強いまちづくりの実現を目指し、地震による建築物の被害・損傷を最低限に止める減災の視点を基本において、市民の生命と財産を保護することを目的した計画です。

16	統合型 GIS	<p>GIS…地理情報システム (Geographic Information System)</p> <p>組織の中で、デジタル地図及び地図上に落とした情報等の地理情報システムを共有し、担当間の情報共有の効率化を図るためのシステムをいいます。</p>
17	不同沈下	<p>建築物の基礎や構造物自体が不揃いに沈下すること。沈下が発生すると柱や梁、壁などに影響が発生するとともに、建築物の傾斜などの障害が発生します。</p>
18	擁壁	<p>高低差のある土地において、土砂の崩れを防ぐために設けられる壁状の工作物をいいます。</p> <p>擁壁の構造や維持管理が悪いと、豪雨や地震のときに崩れることがあります。</p>
19	相続財産管理人	<p>相続人の存在、不存在が明らかでないときに、家庭裁判所が申立てにより、相続財産の管理人を選任します。</p> <p>相続財産管理人は、被相続人(亡くなった方)の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることになります。</p>

本庄市空家等対策計画

発行年月日：令和3年4月

発行：埼玉県本庄市

編集：都市整備部 都市計画課

〒367-8501 本庄市本庄3丁目5番3号

TEL (0495) 25-1111 (代表)

FAX (0495) 24-0242

URL <http://www.city.honjo.lg.jp>

E-mail tosikei@city.honjo.lg.jp

検索ワード 